

青森 COC+事業における外部評価委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、オール青森で取り組む「地域創生人財」育成・定着事業（以下「青森 COC+事業」という。）に関し第三者による客観的な評価を行うため、青森 COC+推進機構規約第12条第2項の規定に基づき設置する青森 COC+事業における外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 外部評価委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、機構長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政機関関係者
- (3) 企業等関係者
- (4) その他機構長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第3条 外部評価委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、外部評価委員会の業務を総括する。
- 3 外部評価委員会に、副委員長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、会議を主宰し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数をもって成立する。

(委員以外の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(その他)

第6条 この内規に定めるもののほか、外部評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成28年6月30日から施行する。